

# 令和元年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 令和元年11月25日 午前 9時00分

閉会日時 同 上 午前 9時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子

同職務代理者 望月京子

委 員 日高芳一

委 員 齋藤初夫

委 員 塚本 亨

委 員 大里豊子

## 議場出席委員

- |         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長   | 安井喜一郎 | ・学校教育担当部長 | 杉立 敏也 |
| ・教育総務課長 | 鈴木 雄祐 | ・学校施設課長   | 秋元 高志 |
| ・学務課長   | 神長 康夫 | ・指導室長     | 加藤 憲司 |

## 書 記

- ・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 小花高子 午前 9時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 9 時 0 0 分

**○教育長** おはようございます。それでは出席委員は定足数に達しておりますので、令和元年教育委員会第 11 回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が 4 件でございます。

それでは、議案第 56 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第 56 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたものでございます。なお、次の議案第 57 号につきましても理由は同じとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

本件につきましては、別添の条例案につきましても異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただければと思います。今回の改正でございます。教育長の給料を改めるものでございまして、第 2 条といたしまして、教育長の給料が月額 81 万 2,000 円のところ、こちらを月額 80 万 7,000 円とするものでございます。

なお、本改正でございますが、本年 11 月 20 日に葛飾区特別職議員報酬等審議会の答申が出てございます。こちらの答申の中では職員給与につきましては、特別区人事委員会勧告を受けまして、月例給が 0.58% の引き下げ。特別指定給、勤勉手当でございますが、0.15 月の引き上げが予定されていると。さらに健全な財政運営のもと、区政運営におきまして着実に成果を上げていることや景気回復基調の中で、雇用・所得環境が改善していることなどを考慮して、ということで教育委員会の教育長、区長・副区長を含めてなのですけれども、こちらの給料は一定程度引き下げること。それから期末手当の額については、一定程度引き上げることが妥当であると結論づけているものでございまして、こちらに基づいた反映になっているところでございます。

説明は以上でございます。

付則といたしまして、この条例は令和 2 年 1 月 1 日からの施行となっております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいまの教育総務課長からのご提案、十分理解できました。と申しますのは、今般言われております働き方改革、あるいは公民格差の問題等々が社会情勢にあらうと思えます。ただ、やはり生活が安心してできるということの給与体系ですので、ましてやそういった答申を経ての提案であります。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 56 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 56 号について、原案のとおり可決といたします。

それでは、議案第 57 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 議案第 57 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

別添の条例案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料の 2 枚目から 5 枚目が、本会議において提案される議案となっております。

改正内容は、幼稚園教育職員の給与につきまして、令和元年 10 月 21 日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴う、給料表の引き下げ改定及び勤勉手当の引き上げ改定でございます。

まず幼稚園教育職員の給料表の引き下げ改定でございます。公民格差を解消するため給料表を引き下げ、改定するものです。改定後の給料表が資料の 2 枚目、裏面以降となっております。この給料表の改定については、令和 2 年 1 月 1 日に施行いたします。

次に幼稚園教育職員の勤勉手当の支給上限の改定でございます。資料の 6 枚目が新旧対照表となっておりますので、ごらんください。勤勉手当の支給月額の上限を 0.15 月。再任用については 0.1 月引き上げます。

増える分で等分である 0.15 月分については、令和元年度については既に 6 月期の勤勉手当を支給していることから、12 月支給の勤勉手当に全て割り振りを行い、一般職員が 0.95 月から 1.1 月。管理職員については 1.15 月から 1.3 月といたします。

この改正は公布日に施行いたします。

裏面をごらんください。次に、令和 2 年度以降については、6 月支給の勤勉手当と 12 月支給の勤勉手当に 0.075 月ずつ均等に割り振りをし直すこととし、一般職員は 1.025 月、管理職員については 1.225 月としております。

この改正につきましては令和 2 年 4 月 1 日施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 57 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり可決いたします。

次の議案の審議でございますが、議案第 58 号及び議案第 59 号は関連のある議案ですので、一括して上程をしたいと思っております。

それでは議案第 58 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び議案第 59 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第 58 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

まず提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給割合を改正する必要があるため、本案を提出するものがございます。

資料の 2 枚目が新旧対照表となっております。改正内容は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、支給上限を引き上げた勤勉手当の総支給月数を 0.15 月。再任用職員については 0.1 月、引き上げるものがございます。12 月の勤勉手当の支給月を一般職員は 0.95 月から 1.10 月。管理職員については、1.15 月から 1.30 月とするものがございます。

なお、本規則改正は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が 11 月の区議会で議決されることを前提としており、条例と同日付で公布、施行する予定でございます。

続きまして、議案第 59 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。

まず提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の昇格時対応号級表を改める必要があるため、本案を提出いたします。

改正内容は幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例によって、幼稚園教育職員の給料表の引き下げ改定を行ったことに伴い、裏面の別表第 3、昇格時対応号級表を改定するものがございます。

昇格時対応号級表とは、幼稚園教育職員が昇格した際に、表の昇格した日の前日に受けていた号級から同じ行の昇格後の号級、2 級から 4 級に該当する号級となるものがございます。資料の 4 枚目以降が新旧対照表となっており、5 枚目以降の別紙 1 が現行の表。8 枚目以降の別紙 2 が改正後の表となっております。

変更点の例といたしましては、一番左の数字になりますが、資料5枚目の裏面と資料8枚目の裏面にある66号級につきまして対応する昇格後の号級が現行では26号級、46号級、49号級となっているところが、改正後は26号級、45号級、49号級となっております。これは2級職66号級から3級職に昇格した際に、現行では3級職46号級となるものが、改正後では45号級になるというものでございます。このような改正が78箇所行われます。

本規則改正は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が11月の区議会で議決されることを前提としており、条例と同日付で公布し、令和2年1月1日、施行予定でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第58号について原案のとおり可決といたします。

それでは、お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第59号について原案のとおり可決といたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、令和元年教育委員会第11回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻9時14分